

令和5年第10回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和5年10月30日（月）14時30分開始
- 2 会場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番 | 池田良枝 | 出席 |
| 2番 | 中田美穂 | 出席 |
| 3番 | 小城和之 | 出席 |
| 4番 | 市川洋 | 出席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|------|
| 総務学事課長 | 貞盛倫子 |
| 総務学事課 | 重安千陽 |
| | 丸茂宣潔 |
| | 横峰路子 |
| | 岡村篤子 |
| | 大庭史善 |
| 生涯学習課長 | 川村恭彦 |
| 生涯学習課 | 新畑房恵 |

.....

【開会時刻 14時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和5年第10回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小城委員を指名します。

小西教育長 これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」会期は、10月30日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第22号 大竹市文化財保護条例施行規則の全部改正について

小西教育長 日程第2「議案第22号 大竹市文化財保護条例施行規則の全部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本規則は、実際に文化財を指定する際の手続き書類一式が定められているものです。今回、令和5年第6回大竹市教育委員会において、谷和神楽団を大竹市指定重要文化財に指定する際に規則を確認したところ、様式の元号が昭和のまま残っており、押印の使用を見直した記録もありませんでした。全体的な見直しを行うため全部改正をしようとするものです。

主な改正点は、上位に大竹市文化財保護条例がありますが、その中で定義されているものが本規則で二重に定義されているので、第2条に「この規則において

使用する用語は、条例において使用する用語の例による。」と加え、併せて第3条以降で、条例において定義の規定があったものを削除しました。

次に、第3条内に号数が入り組んでいる箇所があり、号数の順番を整えました。

第7条にいろいろな様式が定められており、何の様式かというところの記載はあるのですが、どういう場合に使うかというところの記載が無いので、記載するように改めました。例えば別記様式第7号ですが、もとは、「条例第10条の規定による現状変更承認申請書は別記様式第7号による。」というものでしたが、「条例第10条の規定による市指定重要文化財の現状を変更しようとする場合文化財現状変更承認申請書（別記様式第7号）」という形にして後の担当が分かり易いように改めています。各様式とも、様式自体はあまり変えていないのですが、令和3年度の押印の見直しにならない、不必要な申請印などを削除しました。また、添付書類の記載があまりなかったので、分かりやすいように様式の下備考欄に添付書類の記載を加えました。併せて、字句の修正をしています。そうすると、ほとんどの箇所の改正になってしまうため、全部改正という形で改正を行いました。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案の通り可決することに異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第25号 大竹市奨学金貸付審議会委員の委嘱について

小西教育長 日程第3「報告第25号 大竹市奨学金貸付審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市奨学金貸付審議会は、大竹市奨学金貸付条例第12条の規定に基づき、「奨学金の貸付、返還猶予及び返還免除の決定」について、審議する機関として、大竹市附属機関の設置に関する条例の規定により設置され、市議会議長など計9名で構成されています。このたび、市議会議長及び市議会総務文教委員長の交代があったため、新たに委員に委嘱する必要がありましたが、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長において臨時に処理し委嘱したものです。新たに委嘱したのは、市議会議長に就任された北地範久議員、市議会総務文教委員長に就任された小田上尚典議員の2名です。なお、委員の任期は「当該職に在任する期間」となっています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第26号 大竹市個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱の一部改正について

小西教育長 日程第4「報告第26号 大竹市個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 この度の改正につきましては、令和5年3月31日に内容の一部を見直しており、改正に当たっては、大竹市、大竹市議会、大竹市教育委員会、他の行政委員会等による合同訓令となり、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により教育長において臨時に処理しました。このため、同条第2項の規定により報告し、承認を得ようとするものです。改正の内容ですが、個人情報保護制度については、従来、民間事業者、国の行政機関及び地方公共団体で、それぞれ異なる法律・条例により規定していましたが、令和5年4月1日から、改正後の個人情報の保護に関する法律に統合され、全国共通のルールとして一律に適用されることになりました。本要綱は、大竹市個人情報保護条例に規定する保有個人情報の適正な管理のために必要な措置等について定めたものですが、本市においても、同法が直接適用されることに伴い、「大竹市個人情報保護条例」の規定を「個人情報の保護に関する法律」等に改めるとともに、そのほか字句等の修正をしたものです。施行期日は令和5年4月1日となっています。

なお、報告が遅くなったことについては、合同訓令であり、関係機関が多いため、関係機関との調整に時間がかかりこの時期になってしまったと、担当課から聞いています。報告が遅くなり申し訳ありませんでした。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

小城委員 大竹市個人情報保護条例がなくなり、個人情報の保護に関する法律で対応するという事でしょうか。

事務局 委員のおっしゃるとおりです。大竹市個人情報保護条例が廃止され、個人情報の保護に関する法律という規定で個人情報を管理するという事になります。

池田委員 施行は令和5年4月1日からなのですが、いろいろな課との調整で今の時期になったということなのですが、施行前に各課との調整を図るというなら分かるのですが、施行されてからの調整というのがよく分からないので、もう少し具体的に補足してください。

事務局 担当課から合同訓令の合議が回ってきます。教育委員会はだいぶ前に合議としてお返ししたのですが、どういった理由でこの時期になったのかというのは、都合によるというところしか聞いていません。実際に同じ2本の改正を9月定例会で報告議案として上程しており、合計3本の改正だったのですが、なぜこの要綱だけ遅くなっています。理由については、申し訳ないのですが把握していません。

小城委員 「及び条例」を「、法及び議会条例」に改める。となっているのはなぜでしょうか。

事務局 今回、個人情報保護の法律が一本化された中に国や地方自治体が入っているのですが、その中から議会が除外されています。考え方としては、国会議員関係も除外されたので、大竹市としても市議会議員も同様に除外して個別に設定すると法制担当から聞いています。

小城委員 「法及び議会条例」というのが列記されており、第12条のところのものだけ「法又は議会条例」になっているのは、ここだけはどちらか該当するものということでしょうか。

事務局 法制執務の書き方で、例えば第2条であれば「法及び議会条例」で、法と議会条例を2つで結ぶ、第9条第2項第2号の「法、議会条例」はその他関係する条例、法令なので点でつなぐ、第12条の「法又は議会条例」は、又はということどどちらかということになります。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和5年第10回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 14時53分】

.....